

仕 様 書

1 業 務 名	宇品東小学校仮設教室の賃貸借		
2 業務場所	南区宇品東七丁目 1 1 番 8 号 (用途地域) 近隣商業地域 (建蔽率 80%、容積率 300%) 第一種住居地域 (建蔽率 60%、容積率 200%) (防火地域) 準防火地域 (そ の 他) 駐輪場附置義務対象区域、景観計画重点地区 (一般区域)、 居住誘導区域		
3 業務概要	用 途	普通教室、便所及び脱靴室	
	構 造	軽量鉄骨造 2 階建て	
	規 模	延べ床面積 750 m ² 程度	
	その他詳細は、図示による。		
4 履行期間	契約締結の日から令和 11 年 8 月 31 日まで (設 置期間) 契約締結の日から 令和 9 年 3 月 30 日まで (賃貸借期間) 令和 9 年 3 月 31 日から令和 11 年 5 月 31 日まで (撤 去期間) 令和 11 年 6 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日まで		
5 付帯設備	電気設備・衛生設備・消防設備・上下水道設備その他、法令により設置を義務づけられている設備		
6 図面 仕様書	図 面	A-01～A-08	8 枚
	仕様書	No. 1～No. 9	9 枚
7 仕様書	1 適正な施工の確保 (1) 関係法令を遵守し行うこと。 (2) 適切な資格、技術力を有する者を配置すること。 (3) 暴力団からのあらゆる不当な要求に対し断固としてこれを拒否すること。 又、被害者に対しては速やかに警察に通報し、捜査協力に努めること。 2 建物等設置に係わる各種申請手続き (計画通知・消防設備計画書等に必要な書類及び図面の作成。検査済証の交付まで。) はすべて、受注者が遅滞なく行うこと。 なお、計画通知作成のため必要な調査についても併せて行うこと。 3 法令上必要とされる設備その他の費用は、受注者の負担とする。 4 下請契約について (1) 業務的的確な施工を確保するため、下請契約をしようとする場合は 「建設産業における生産システム合理化指針」 (平成 3 年 2 月 5 日建設省経構発第 2 号) の趣旨により、下請契約における受注者の適正な選定、合理的な下請契約の締結、請負代金支払等の適正な履行、下請けにおける雇用管理等への指導を行い、本指針の遵守に努めること。 (2) 施工に際して、資材を購入し、又は、やむを得ず設置業務の一部 (主体部分を除く。) を第三者に請け負わせようとする場合は、極力、地元中小業者に発注するものとする。 5 災害防止対策等について (1) 施工にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」 (建設事務次官通達平成 5 年 1 月 12 日付) 及び「建築工事安全施工技術指針」 (建設省営監発第 13 号の 2 ロ平成 7 年 5 月 25 日付) を遵守して公衆災害防止に努めること。また、クレーン車による作業中は、保安要員を配置し、車輛の出入りの際には、誘導員を配置する等、		

安全を期すること。

- (2) 作業場の内外を問わず、本工事にともなう危険・騒音・火災・風水害対策等は、関係法規に従って常に遺漏のないよう養生、看板、案内板等の方策を講ずること。
- (3) 施工中の騒音、振動、塵埃、飛散物、道路損傷、通行障害その他近隣に対する公害が発生しないよう各種法令を遵守し関係官庁の指導を受けて、施工にあたること。
- (4) 作業時間については、近隣への配慮を行うこととし、苦情等が出た場合は速やかに対応すること。
- (5) 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に基づき指定された建設機械を使用すること。
- (6) 騒音規制法・振動規制法により制限を受ける作業については市環境局環境保全課大気騒音係と打合せを行うこと。
- (7) 架線下（高圧線、電話線等）及びその付近でクレーン作業をする場合は、安全対策について関係会社と協議を行い、必要に応じ協議書を交わすこと。

6 施工中に発生する建設廃棄物等の処分について

- (1) 施工、解体により発生する建設廃材等の産業廃棄物並びに屑がら等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に適合するよう処理すること。
- (2) 現場内で焼却しないこと。
- (3) 工事発生土の良質土については、原則として場内利用とする。その他は、構外搬出適切処分（自由処分）とする。但し、不法投棄のないよう責任を持って処理すること。

7 施工により、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 12 年法律第 113 号以下資源有効利用促進法という）に定める指定副産物（以下指定副産物）（建設発生土を除く）が発生する場合は、中間処理の許可を有する再資源化施設に搬出するよう努めること。なお、産業廃棄物に該当する指定副産物の運搬、搬出等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること。

8 ダンプトラック等による過積載の防止について

- (1) 最大積載重量を超えて土砂等を積み込まず、又は積み込みさせないこと。
- (2) さし柵装着車、「土砂を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 131 号）」（以下「ダンプ規制法」という。）の表示番号等の不表示車（以下「不表示車」という。）に土砂等を積み込まず、又は積み込ませないこと。
- (3) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車等を土砂等の運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 建設発生土の処理及び骨材の搬入等にあたって、下請業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (6) ダンプ規制法の目的に鑑み、同法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入車の使用を促進すること。
- (7) (1)～(6)のことについて、受注者は、下請業者を十分指導すること。

9 本建物を解体撤去（基礎、設備等すべてを含む）するときは、設置した配線、配管類は全て撤去し、現状復旧すること。地盤面については良質土で埋め戻しのうえ転圧し、現状復旧（GL±0～GL-100：グラウンド真砂土、GL-100～GL-200：砕石）すること。

10 建物等の設置時及び解体時に車両がグラウンド内を通過するときは、タイヤ跡の補修、整地を行い現状復旧すること。又、雨天及び雨天直後にはグラウンドに車両を入れないよう努め、やむを得ず入れる場合は養生等を行うこと。

11 地球環境保全対策について、特定フロンを使用した現場発泡ウレタンフォームを使用しないこと。また、工場製造の発砲樹脂板を使用する場合は、その製造過程で特定フロ

	ンを使用しないものに限る。
8 その他	1 建築士法に基づき、契約締結前に重要事項説明を行うこと。 2 積雪荷重は、適切な値を見込むこと。 3 本建物に関して法に係る保守点検及び保守業務があるときは、契約業者で責任をもって行うこと。又、その結果については、その都度市担当者に報告すること。 4 施工（解体も含む）に際して事前に、発注課及び学校等と十分協議の上速やかに工程表を作成し、市担当者の承認を受けること。又、学期中の作業となるため、児童等の安全を確保するとともに、学校運営上支障とならないよう配慮すること。 建物設置時には、別途既存校舎改修工事業者との調整を行うこと。 5 施工にあたり学校施設（雨水桝、設備配管等）に損傷を与えないよう十分注意し、損傷した場合は契約業者の責任において速やかに現状復旧すること。又、給排水管分岐等が必要な場合には、既存設備設置業者と協議調整の上施工すること。 6 電気、機械の付帯設備工事には、それぞれ所定の有資格者に施工させること。 7 掘削作業等において、地下埋設物等に干渉しないよう十分に留意すること。 8 樹木剪定が必要な場合は専門業者に施工させること。 9 工期には、原則として工事の施工を行わない土曜日、日曜日、祝日、卒業式等の学校行事、各種の審査日数及び検査に要する期間を見込んでいる。 10 工事着工に先立ち、建築確認済証の交付を確認すること。 11 発生材の引渡しは要しない。 ※ 当該仮設校舎は、仮設許可申請を前提に調整しているが、再度、業務着手前には区の建築課に確認し、業務を行うこと。
9 提出書類等	1 契約後、速やかに計画通知書等に必要な書類を作成し、市担当者に提出すること。（正副2部（CADデータ含む）） 2 工事着手前までに、以下の書類及び図面等を作成し、市担当者及び学校に提出すること。 （ 共通 ） 計画通知書及び確認済証、着手届、工程表、仮設計画図等 （ 建築 ） 平面図、立面図、断面図、構造図等 （ 電気 ） 電灯・コンセント・動力・弱電平面図等 （ 機械 ） 空調・給排水平面図等 3 工事完成後は、速やかに以下の書類を提出し、市担当者の完了検査を受けること。 (1) 完了届 (2) 検査済証、検査結果通知書の写し (3) 計画通知書類一式 (4) 写真帳（A4版アルバム製本、サービス版） 設置前、平面図、竣工後全景写真、竣工後各室内部写真等 ※写真は工程、工種ごとに撮影し、平面図に撮影方向を矢印で図示し、写真番号と合わせること。 (5) 出荷証明等（※証明できる写真または出荷証明） ・室内空気汚染対策状況写真及び分析報告書 ・その他品質管理において必要な出荷証明書または証明できる写真

10 特記仕様	(建築工事) 1 特記ない限り、プレハブ本体はメーカー仕様とする。(責任施工とし、施工期間中の一切の責任を負うものとする。) 2 内装材(屋根裏を含む)は、すべてF☆☆☆☆材を使用すること。 3 強度上補足材等が必要な場合は、図示の有無に係らず取り付けること。 4 必要な箇所に庇を設けること。 5 建物の出入口の床レールは、埋込型にする等、極力フラットにして段差を設けないこと。 6 天井点検口は、市担当者と協議の上、必要な箇所に設置すること。 7 仮設建物のグラウンド側には防球ネットを設置すること。(参考図参照) 8 教室は普通教室のほか、特別支援学級、理科室、図書室、職員室、校長室、保健室、業務員室、印刷室、更衣室として使用することを想定している。 9 図書等の重量物の設置場所及び必要な補強については、学校と協議の上決定すること。 10 以下の表の仕様や備品等については、以下の内容や参考図等を参考とするが、市担当者及び学校と協議の上速やかに図面を作成し、市担当者の承認を得ること。 ■普通教室棟 (外部仕上表) <table border="1"> <tr> <td>基 礎</td><td>鉄筋コンクリート造布基礎 地耐力を確認の上、適切に計画すること。</td></tr> <tr> <td>根 廻 り</td><td>コンクリート打放し(床下換気口取付け(適切な箇所数)ステンレス網2mm目)</td></tr> <tr> <td>屋 根</td><td>ガルバリウム鋼板折板葺き 厚0.6mm 山高88mm 同等以上</td></tr> <tr> <td>外 壁</td><td>壁パネル(両面カラー鋼板内部ウレタンフォーム) 厚40mm 同等以上</td></tr> <tr> <td>樋</td><td>・軒樋、堅樋はメーカー仕様とする。(雨水配管及び雨水桝も含む) ・原則10M以内及び分岐部分(角部も含む)には、雨水排水桝を設置し、既設の雨水側溝に繋ぐこと。なお、配管や軒樋の勾配には十分に配慮すること。</td></tr> <tr> <td>外部建具</td><td>アルミサッシ ・ガラスは基本的に強化ガラスとし、透明または型板ガラスとする。 ・外壁の開口部で延焼の恐れがある部分については、必要に応じて防火設備とすること。 ・ストッパーを設置し、転落防止対策を施すこと。</td></tr> </table> (内部仕上表(トイレを含む)) <table border="1"> <tr> <td>床</td><td>床パネル: 厚12mm 同等以上 ラワン合板: 厚4mm 同等以上 長尺塩ビシート(継目溶接工法): 厚2mm 同等以上</td></tr> <tr> <td>壁</td><td>壁パネル(外壁兼用)</td></tr> <tr> <td>天 井</td><td>化粧石膏ボード: 厚9.5mm 同等以上</td></tr> <tr> <td>内部建具</td><td>アルミサッシ ・外部建具に準ずること。</td></tr> </table> ※便器や手洗いなどの衛生器具はすべて陶器製とすること。 (備品等の一覧表)	基 礎	鉄筋コンクリート造布基礎 地耐力を確認の上、適切に計画すること。	根 廻 り	コンクリート打放し(床下換気口取付け(適切な箇所数)ステンレス網2mm目)	屋 根	ガルバリウム鋼板折板葺き 厚0.6mm 山高88mm 同等以上	外 壁	壁パネル(両面カラー鋼板内部ウレタンフォーム) 厚40mm 同等以上	樋	・軒樋、堅樋はメーカー仕様とする。(雨水配管及び雨水桝も含む) ・原則10M以内及び分岐部分(角部も含む)には、雨水排水桝を設置し、既設の雨水側溝に繋ぐこと。なお、配管や軒樋の勾配には十分に配慮すること。	外部建具	アルミサッシ ・ガラスは基本的に強化ガラスとし、透明または型板ガラスとする。 ・外壁の開口部で延焼の恐れがある部分については、必要に応じて防火設備とすること。 ・ストッパーを設置し、転落防止対策を施すこと。	床	床パネル: 厚12mm 同等以上 ラワン合板: 厚4mm 同等以上 長尺塩ビシート(継目溶接工法): 厚2mm 同等以上	壁	壁パネル(外壁兼用)	天 井	化粧石膏ボード: 厚9.5mm 同等以上	内部建具	アルミサッシ ・外部建具に準ずること。
基 礎	鉄筋コンクリート造布基礎 地耐力を確認の上、適切に計画すること。																				
根 廻 り	コンクリート打放し(床下換気口取付け(適切な箇所数)ステンレス網2mm目)																				
屋 根	ガルバリウム鋼板折板葺き 厚0.6mm 山高88mm 同等以上																				
外 壁	壁パネル(両面カラー鋼板内部ウレタンフォーム) 厚40mm 同等以上																				
樋	・軒樋、堅樋はメーカー仕様とする。(雨水配管及び雨水桝も含む) ・原則10M以内及び分岐部分(角部も含む)には、雨水排水桝を設置し、既設の雨水側溝に繋ぐこと。なお、配管や軒樋の勾配には十分に配慮すること。																				
外部建具	アルミサッシ ・ガラスは基本的に強化ガラスとし、透明または型板ガラスとする。 ・外壁の開口部で延焼の恐れがある部分については、必要に応じて防火設備とすること。 ・ストッパーを設置し、転落防止対策を施すこと。																				
床	床パネル: 厚12mm 同等以上 ラワン合板: 厚4mm 同等以上 長尺塩ビシート(継目溶接工法): 厚2mm 同等以上																				
壁	壁パネル(外壁兼用)																				
天 井	化粧石膏ボード: 厚9.5mm 同等以上																				
内部建具	アルミサッシ ・外部建具に準ずること。																				

※その他仕様書に記載のない備品等は参考図による

カーテンレール（シングル）	アルミ製 ※カーテンは防災タイプとする。	
校内電話		2 か所
室名札	アクリル製 文字なし	10 か所
黒板	アルミ枠 1.2×3.6（メッシュ入り）	6 か所
補助黒板	アルミ枠 1.2×0.9	6 か所
掲示板	アルミ枠 1.2×6.6（3.6+3.0）	6 か所
児童用ロッカー	鋼製（金物固定） 15 人用	18 か所
掃除道具入れ	鋼製（金物固定）	6 か所
教師用保管庫	鋼製 1.8×0.9（ガラス戸）	6 か所
時計	電池式壁掛け型（30 c m）	6 か所
スピーカー		6 か所
下足箱	24 人用	12 か所
傘立て	50 人用	6 か所
スノコ	プラスチック製	12 か所

（電気設備）

一般事項

- 1 施工は、図面及び仕様書によるほか、電気設備に関する技術基準内線規程、建築基準法及び消防法等に準拠すること。
- 2 テレビ共聴、校内放送・校内電話・校内 LAN の配線は、既設校舎の設備からすること。
 なお、既設校舎のサッシは撤去・新設を予定しているため、市担当者及び学校と協議の上、サッシ以外の部分で工事の支障とならない位置を通して仮設校舎へ配線すること。
 また、仮設校舎撤去時において、配線の都合により既存校舎の改修工事で新設した仕上げ材に貫通孔などの加工が生じている場合は、配線の撤去と併せて仕上げ材の補修等を行うこと。
- 3 受変電設備の設置について、仮設教室に係る電源は既存キュービクルを加工して、引き込むこと。本市の既設キュービクル内の加工及び接続を行う場合は、広島市都市整備局設備課及び「広島市立学校自家用電気工作物保安業務」の当該校受託業者に事前協議を行うこと。
- 4 照明器具等は新品・中古品を問わないが機能を十分に満足させるものとする。

特記事項

- 1 幹線の電気方式は原則として下記による。
 - (1) 電灯・コンセント 単相 3 線式 100 / 200 V
 - (2) 動力 3 相 3 線式 200 V
- 2 配線は、原則としてケーブルで施工する。（天井内ころがし、露出部分は露出配管（V E、P F 管）とする）
- 3 分電盤は、主幹 E L B 3 P 100 A F / 75 A、分岐 2 P 20 A を 16 回路以上とする。
- 4 普通教室（1 教室当り）に設置する機器・配線は、原則として下記による。

※機器

- (1) 照明器具 LED 照明 (V 型、HL32W×2 相当)9 灯
 LED 照明 (黒板灯、V 型、HF32W×1 相当)2 灯
- (2) コンセント 2 P (1 5 A×2)3 か所
 コンセント 2 P (1 5 A×1)1 か所
- (3) スイッチ 1 P (片切 1 5 A×2)2 か所
- (4) スピーカー (3 W・壁掛型 ATT 付)1 台
- (5) テレビ共聴用直列ユニット.....1 か所
- (6) 換気扇(40 m³/h 以上 24 時間換気タイプ[°]居室用<専用スイッチ付>).....1 か所
- (7) 校内 LAN (教育系 LAN) (管理系 LAN).....1 か所

※配線

- (1) 電灯・コンセントは V V - F ケーブル
 電灯回路 1. 6 - 2 C 及び 1. 6 - 3 C
 コンセント回路 2. 0 - 2 C 及び 2. 0 - 3 C
- (2) 放送回路は H P 0. 9 - 3 C
- (3) テレビ共聴回路は同軸ケーブル S - 5 C - F B
- (4) 校内 LAN 回線
 LAN ケーブルは C A T 6 a にて配線すること。
 H U B は、GA-ML16TCPoE+ 同等品を使用すること。
- (5) 校内電話 0. 65-20P
 普通教室使用時には、1 階及び 2 階廊下に外線通話ができる電話機各 1 台を設置すること。
 既存校舎職員室の改修工事の際は、仮設普通教室を仮設職員室として使用を想定している為、既存校舎職員室の電話回線(2 回線)を仮設校舎に移設すること。(移設の際は、学校と協議の上行うこと。)
 既存校舎職員室の改修が終わった際には、電話回線(2 回線)を既存校舎職員室へ復旧すること。(復旧の際は、学校と協議の上行うこと。)
- 5 自動火災報知設備(既設連動)(該当する場合)
- (1) 各階に設置する。
- (2) 機器は、非常用警報設備認定業務委員会認定品とする。
- (3) 配線は、原則として下記による。
 V V - F ケーブル 1. 6 - 2 C 及び H P 0. 9 - 2 C

(機械設備)

一般事項

- 1 施工は、図面及び仕様書によるほか、広島市水道局「給水装置の設計施工事務取扱要綱」、広島市下水道局管理部管理課「排水設備の手引き」、広島市都市計画局監修の機械設備工事機材等標準図その他、関係法令に準拠すること。
- 2 給排水管類はすべて新品とする。

特記事項

- 1 配管の材質は、下記による。
- (1) 排水管 塩化ビニル管 (VP)

	(2) 給水管 耐衝撃性塩化ビニル管 (HIVP) 2 給水管の地中埋設深さは、図示なき限り土被り 300mm 以上とする。 3 露出給水管の保温は、保温チューブ巻とする。 4 冷暖房機は冷房能力 10.0kW 以上、暖房能力 11.2kW 以上、天井吊り露出ヒートポンプ 3 相 200V、を 2 台設置することとする。(1 教室当り) 5 室内機取付けで、建築強度上支障が有る場合は、天井補強等を行うこと。(業務期間中、責任施工) 6 冷媒配管はすべて樹脂化粧ケース内配管とする。ドレン配管室内部は保温チューブ巻きとする。ドレン配管は雨水枡側溝等に逆流しない様に接続すること。 7 児童生徒の安全を考え、室外機周辺には侵入防止柵(手元開閉器、南京錠、上部ネット張り等含む)を施すこと。
11 特記仕様 使用材料 の選定	1 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 2 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 3 接着剤はフタン酸ジ-n-ブチル及びフタン酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 4 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 5 1、3 及び 4 の建築材料等を使用して作られた家具、書架、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 6 ホルムアルデヒドの放散量は、建築基準法に定める「規制対象外」又は「第三種」とし、適用は特記による。 7 本工事においては、アスベスト含有建材(アスベストを原材料として使用している建材)を使用しないこと。
12 特記仕様 室内空気 汚染対策	1 接着剤及び塗料は、使用方法及び塗布量を十分に管理し適切な乾燥時間を取り、施工時、施工後の換気等を十分に行い、室内に発生した科学物質等を室外に放出させる。 2 各教室の中央部において VOC 濃度測定を行うこと。また、1 地点につきホルムアルデヒド用及びトルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン用に、それぞれ一回ずつ行うこと。 3 教室の室内濃度を、別表 1 により測定し、市担当者に報告書を提出すること。

室内空気汚染対策について（別 表）

1 測定する対象物質と厚生労働省が定める指針値

① ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm) 以下
② トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm) 以下
③ キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) 以下
④ パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm) 以下
⑤ エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm) 以下
⑥ スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) 以下

2 測定方法

① 一般施設

測定は、原則としてパッシブ型採取機器を用いて、次の要領で行う。

なお、測定方法は、市担当者の承諾を受けること。

(1) 30 分間換気

測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入れ等の収納部分の扉を含む。）を開放し、30 分間換気する。

(2) 5 時間閉鎖

(1)の後、測定対象室のすべての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。

(3) 測定

測定は次のアからウによる。

パッシブ型採取機器の設置場所は、部屋の中央付近で、床から 1.2～1.5m とする。

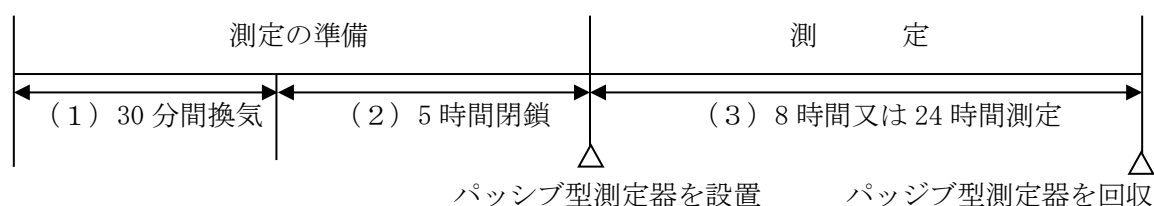
ただし、保育室は、机上の高さとする。

(ア) (2)の状態のままで測定する。

(イ) 測定時間は、原則として24時間とする。ただし工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。

なお、8時間測定の場合は、午後2時～3時が測定時間帯の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。

(ウ) 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。



注：(1) (2) (3) において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

(4) 分析

採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する。

② 学校

(1) 測定方法

測定は、パッシブ方式による場合は①により行い、アクティブ方式による場合は次の要領で行う。
なお、測定方法等は市担当者の承諾を受けること。

(ア) 2(1)、(2)を適用する。

(イ) 測定位置は部屋の中央付近の少なくとも壁から 1m 以上離れた机上の高さで行う。

(ウ) 測定時間は、30 分間（午後 2 時から 3 時頃）で 2 回以上とする。

(エ) 分析は、厚生労働省が室内空气中化学物質の濃度を測定するための標準的方法として示した、次の①、②によって行う。

① ホルムアルデヒドは、ジニトロフェニルホドラジン誘導体化固相吸着／溶媒抽出法によって採取し、高速液体クロマトグラフ法によって行う。

② 揮発性有機化合物は固相吸着／溶媒抽出法、固相吸着／加熱脱着法、容器採取法の 3 種の方法のいずれかを用いて採取し、ガスクロマトグラフィー質量分析法によって行う。

(オ) (ア) (イ) (ウ) (エ)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。
ただし、局所的な換気扇等で、常時稼働させないものは停止させたままとする。

3 測定結果の報告

① 工事名、工事場所、建物用途

② 構造・規模

③ 対象室の仕上表及び材料の等級並びに採取位置（平面図）

測定条件及び測定結果（測定開始日、測定終了日、天候、測定方法、測定機器、製造者、分析方法、測定対象室名、室面積、測定物質、測定値、バッジ等番号（パッシブ型の場合）、測定時の空調換気方法、設計機械換気量、省エネモードの有無、測定開始時の室内温度、湿度、内装工事終了からの日数、測定時間、状況写真）

4 測定結果が厚生労働省の指針値を超えた場合の措置

測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度 2 により測定を行う。